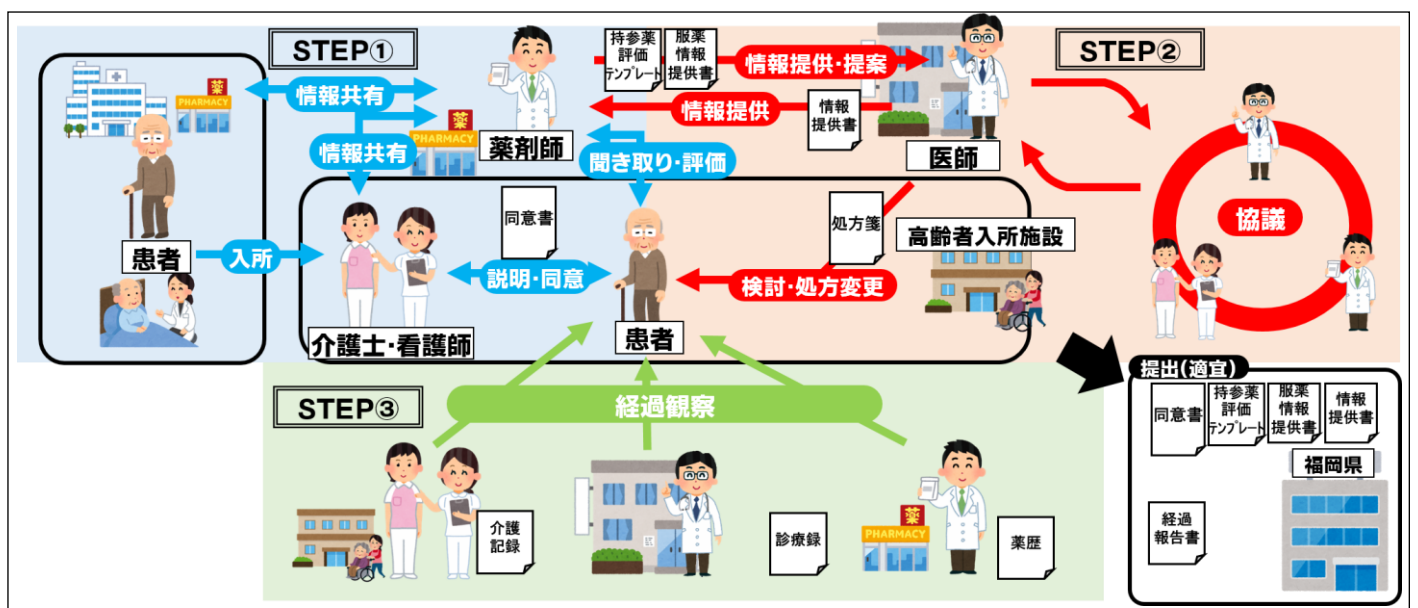


処方適正化アプローチ事業について

処方適正化が必要な患者のスクリーニングに有効な持参薬評価テンプレートの周知、普及のために、以下の事業を行う。

(1) 高齢者施設

- 常勤医師が配置されていない特別養護老人ホーム等からモデル施設を選定し、薬剤師や介護スタッフが服薬状況の確認を行い、医師による処方適正化への検討に繋げるモデル事業を実施する。
 - ①当該高齢者施設に訪問指導を行っている薬局等の薬剤師から、介護スタッフと連携の上、入所者に対する持参薬評価テンプレートを用いたスクリーニングを実施。
 - ②スクリーニングにより処方適正化が必要と判断された入所者について、医師（当該高齢者施設の配置医を想定）、薬剤師、介護スタッフによる協議を実施。
 - ③介護スタッフ及び薬剤師、医師による、処方適正化を行った患者の経過観察。



(2) 医療機関

平成 30 年度及び令和元年度に協力医療機関で実施した持参薬評価テンプレートの事例から、優良事例の取りまとめを行い、医療機関向けの研修会などを通じて、周知啓発を行う。